

第5章 推進体制及び進行管理

1 推進体制

この計画を着実に実施するため、以下の体制のもと、推進していきます。

○ 県における推進体制

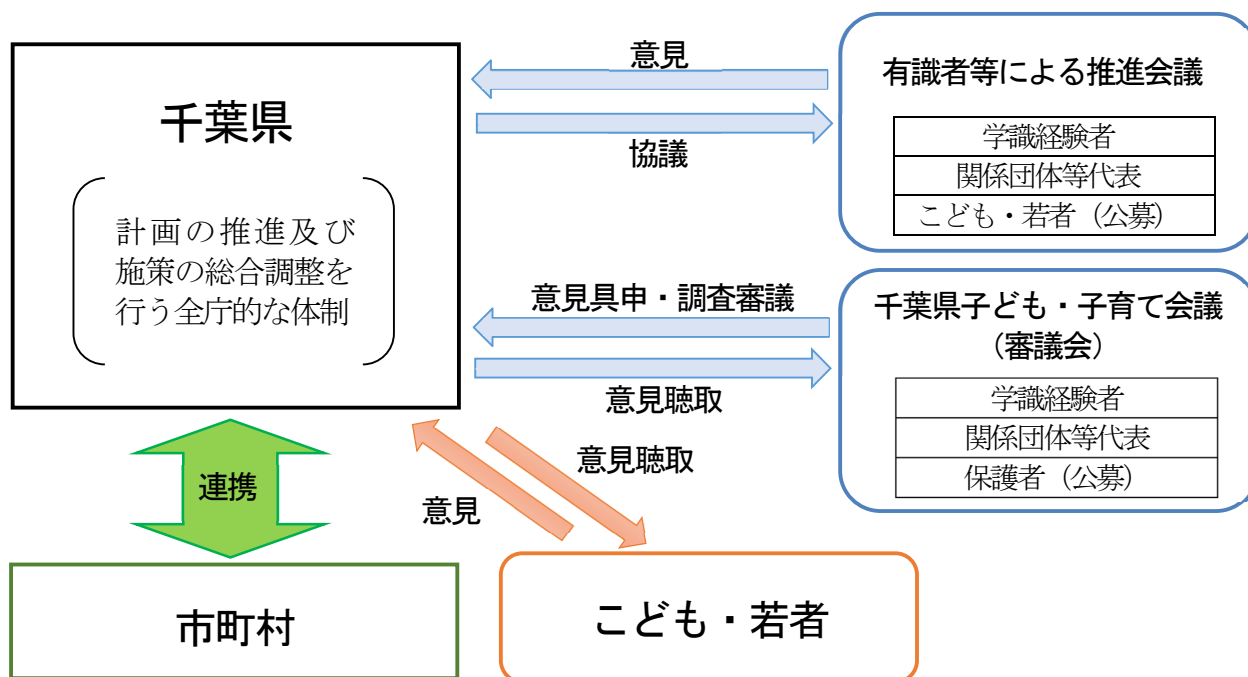
全庁的な体制のもとで、計画の推進及び施策の総合調整を行います。

○ 有識者等による推進会議

こども・若者施策に係る学識経験者や関係団体の代表者及び公募によるこども・若者等から成る「有識者等による推進会議」において、専門的な見地や、当事者から幅広く意見や助言をいただき、計画を推進します。

○ 千葉県子ども・子育て会議

子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議します。



2 こども・若者の意見聴取

こども基本法においては、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務づけられています。

こどもや若者ととともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会を作るとともに、意見を持つための支援を行い、様々な工夫を積み重ねながら、意見聴取に取り組んでいきます。

3 進行管理

毎年度、計画に掲げる県の施策の実施状況などを点検・評価の上、公表します。

また、計画3年目（令和9年度）を目安として見直しを行うほか、社会情勢の変化等により実態とのかい離が生じた場合においては、必要に応じて見直しを実施していきます。

4 市町村、関係機関等との連携

こども・若者施策は、児童福祉、母子保健、教育、生活環境等の分野にまたがるものであり、県と市町村が連携・協働して、県民をはじめ、関係機関、団体、民間事業者等と一体となって取り組むことが重要です。